

## 自家用有償旅客運送（太子町コミュニティバス）の登録について

## 登録の手続き

自家用有償旅客運送には登録期間が設けられており、最初の期限は2年間、更新は3年間となっている。登録（更新を含む）する場合は、地域公共交通会議の協議を整えた後（承認）に登録申請をする必要がある。（登録申請は、近畿運輸局大阪運輸支局）

## 登録期限

初回登録期限：令和4年5月28日      更新登録期限：令和6年9月21日

## 登録期限切れの判明

- 9月13日に大阪運輸支局から登録期限切れの指摘を受け、速やかに登録申請を行い、9月22日付けで新たに登録（登録期限：令和6年9月21日）の承認を得る。
- 期限切れ判明後、関係機関と調整等を行い9月15日から9月30日までを無償運行とし、10月1日から有償運送に戻す。

## 登録期間外の運行実績

[5月29日～9月14日（9月15日～9月30日は無償運行）]

- 乗車人数：約2,000人
- 運行日数：109日
- 運行便数：1,672便/平日      792便/土日祝
- 運賃収入：83,750円

## 登録期間外運賃の返還

- 乗車した者の運賃支払額相当額を申請に基づき返還する。

## 登録不備の再発防止

今後、このような事象が起きないように、登録期間の確認と事務手続きの把握に努める。具体的には、事務引き継ぎの徹底、更新時期の掲示など、担当部署の課員のすべての者が確認できる環境を整え、再発防止に努める。